

河合小学校

いじめ防止基本方針



～はじめに～

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。本校では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童にも、起こりうるものであると認識し、その防止と対策にあたってきました。

いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法や大阪府いじめ防止基本方針を踏まえ、市、教育委員会や学校における取組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、いじめの防止のための総合的な方針です。この基本方針に基づき、いじめ防止に向けて取り組んでまいります。

目次

はじめに・目次・・・・・・・・・・ Ⅰ・Ⅱ

第Ⅰ章

いじめ防止等のための基本的な考え方

Ⅰ いじめの定義・・・・・・・・・・ Ⅲ・Ⅳ

Ⅱ 基本理念・・・・・・・・・・ Ⅳ

Ⅲ いじめの未然防止・・・・・・・・・・ Ⅴ

Ⅳ いじめの早期発見・・・・・・・・・・ Ⅴ

Ⅴ いじめへの対処・・・・・・・・・・ Ⅴ・Ⅵ

第Ⅱ章

いじめ防止等のための対策の内容

Ⅰ 学校いじめ防止基本方針の策定・・・・・・・・・・ Ⅵ

Ⅱ いじめ防止等の対策のための組織の設置・・・・・・・・・・ Ⅶ

Ⅲ いじめ防止等に関する取組み・・・・・・・・・・ Ⅶ・Ⅷ・Ⅸ

第3章

重大事態への対処

- 1 重大事態の意味……………9
- 2 重大事態の報告……………9
- 3 調査の主体と組織……………9・10
- 4 事実関係を明確にするための調査の実施……………10
- 5 調査結果の報告及び提供……………10
- 6 市長による再調査等……………11

第4章 その他の重要事項……………11

資料

- いじめ重大事態対応のフロー図……………12
- 松原市問題行動への対応チャート……………13
- 問題行動への対応(河合小学校)……………14
- 河合小学校いじめ防止等の取組み……………15

第1章

いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法において次のとおり規定されています。「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係をさします。「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。なお、けんかやふざけ合ひであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとしします。

また、いじめを受けた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行ったことが意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとります。

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての児童に起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害行為はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 違いを認め合い、豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、児童がお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。とりわけ学校では、豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続して取り組んでいきます。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。

また、そうした社会との関わりの中で児童に「自分も他者もかけがえのない存在」として大切にできる感性を育むことが大切です。

3 いじめの未然防止

(1) 大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、児童に悪影響を与えるという指摘もあります。

いじめの未然防止のためには、児童を取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切です。

(2) 児童の人権意識を育む

いじめを生み出さないために、児童一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団づくりを進めていくことが必要です。学校教育では、児童が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取り組みを、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していきます。

4 いじめの早期発見

(1) 小さな変化を見逃さない

いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要です。いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。そこで、学校・家庭・地域が児童の小さな変化に気づく力を高める必要があります。小さな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持つことが何より大事です。学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えます。

(2) 情報を共有し迅速に対応する

いじめの実態を個人で解決することは非常に困難なことです。児童の小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。特に、児童が気づいたときには、学校・家庭・地域で気がねなく相談できる環境を整えることが大切です。

5 いじめへの対処

(1) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保が最優先です。そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるような連携の体制を整えておくことが大切です。その上で、いじめを行ったとされる児童に対して事実関係の確認を行います。学校では、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなど、教育委員会や警察、関係機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していきます。

※ 5つのレベルに応じた問題行動への対応チャートとは 大阪府教育庁が、加害者・被害者等の保護につながることを目的として、児童生徒の問題行動の発生時に学校等として必要な対応をまとめたチャート例のこと。

(2) いじめ行為には毅然とした姿勢で粘り強い指導を行う

いじめを行った児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すこと

が必要です。いじめを行った児童には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えなければなりません。いじめを行った児童自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じず、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合もあります。いじめを行った児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い指導が必要です。さらに、保護者や地域の関係者へのはたらきかけや、警察や関係機関との連携による指導も必要です。

(3) 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童も様々な思いを抱えています。いじめを受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければなりません。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童にとっては孤独感や孤立感を強める存在であること理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要です。

第2章

いじめ防止等のための対策の内容

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針の内容

法第13条に基づき、学校は、取組みの基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）として定めます。学校基本方針には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置（いじめ防止委員会）や、未然防止、早期発見、重大事態も含め通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応などについて記載することとしています。

(2) 学校基本方針の運用

学校基本方針については、児童、保護者に対していじめに対する考え方や取組みについて説明し、理解を得るとともに、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているか、児童や保護者、地域関係者等の意見も取り入れ、いじめ防止委員会を中心に点検し、PDCAサイクルにより必要に応じて見直すことが大切です。学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめの防止等のための取組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組み、定期的、必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善を図ることが必要です。

※ PDCAサイクルとは

業務プロセスの管理手法の一つで、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）その他の関係者により構成される組織を置きます。本校においては、管理職及び生活指導部教職員での組織をいじめ防止委員会のメンバーとする。当該組織を構成する「複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、などから決定し、これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。当該組織の具体的な役割については、以下のように考えられます。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 いじめ防止等に関する取組み

学校は、いじめの「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」の3つの段階に応じて、効果的な対策を講じます。場合によっては地域の関係者と協力して取組みます。以下に各段階における取組み例といじめの解消について示します。

（1）いじめ防止等に関する取組み

- ・「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組みの推進

・教員の資質向上：いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修を充実し、教員の資質能力の向上を図る。

・インターネットを通じて行われるいじめへの対応：児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を実施するとともに、「大阪子どもを守るサイバーネットワーク※」との連携を推進します。

※ 大阪子どもを守るサイバーネットワークとは インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害等の事案の未然防止や早期解決を図ることを目的に、全国で初めて構築されたネットワークのこと

・国際ナショナル・セーフスクール (ISS) の推進：「(心と体の)けが及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進める」という趣旨に基づき、「国際ナショナル・セーフスクール (ISS) ※」の取組みを推進する。児童が主体となって安心・安全な学校づくりを進めます。

※ 国際ナショナル・セーフスクール (ISS) とは WHO (世界保健機関) セーフコミュニティ協働センターが推進する、安心・安全な学校づくりの国際認証制度のこと

・松原市全体での取組み：児童会・生徒会交流会の取組みとして松原市児童会・生徒会交流会を実施する。各学校のいじめ防止に関する取組み等を交流することにより、児童生徒自らが「いじめを許さない」学校づくりを進める自主活動の活性化を図ります。

・児童及び保護者を対象としたいじめ(ネット上のいじめも含む。)防止のための啓発活動の推進

・家庭訪問、学校通信、ホームページなどを通じた家庭との緊密な連携・協力 など

(2) いじめの早期発見

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有

(3) いじめへの対処

- ・いじめを発見した場合に教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全の確保
- ・いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめを行った児童への指導

- ・いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えるようにする指導
- ・保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

第3章

重大事態への対処

いじめにより児童の生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないよう対策を講じることが必要です。そのため、市、教育委員会、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備します。

1 重大事態の意味

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び教育委員会の判断で調査に着手することが必要。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。

3 調査の主体と組織

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめの防止委員会」が調査を行います。
教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

(2) 教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会の専門委員会が調査を行います。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

(1) いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられます。この際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要です。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めます。いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要です。

(2) いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられます。

5 調査結果の報告及び提供

調査結果は、教育委員会が市長に報告します。また、学校が主体となって調査を実施した場合も、教育委員会を通じて市長に報告します。

また、学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。なお、情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとします。

6 市長による再調査等

(1) 再調査の方法

- ① 4の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行うことができます。
- ② 再調査は、公平性・中立性をはかるため、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成する「松原市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

なお、情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとします。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を議会に報告します。さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

第4章 その他の重要事項

市や学校は、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて市基本方針の見直しを検討し、その結果について必要な措置を講じます。

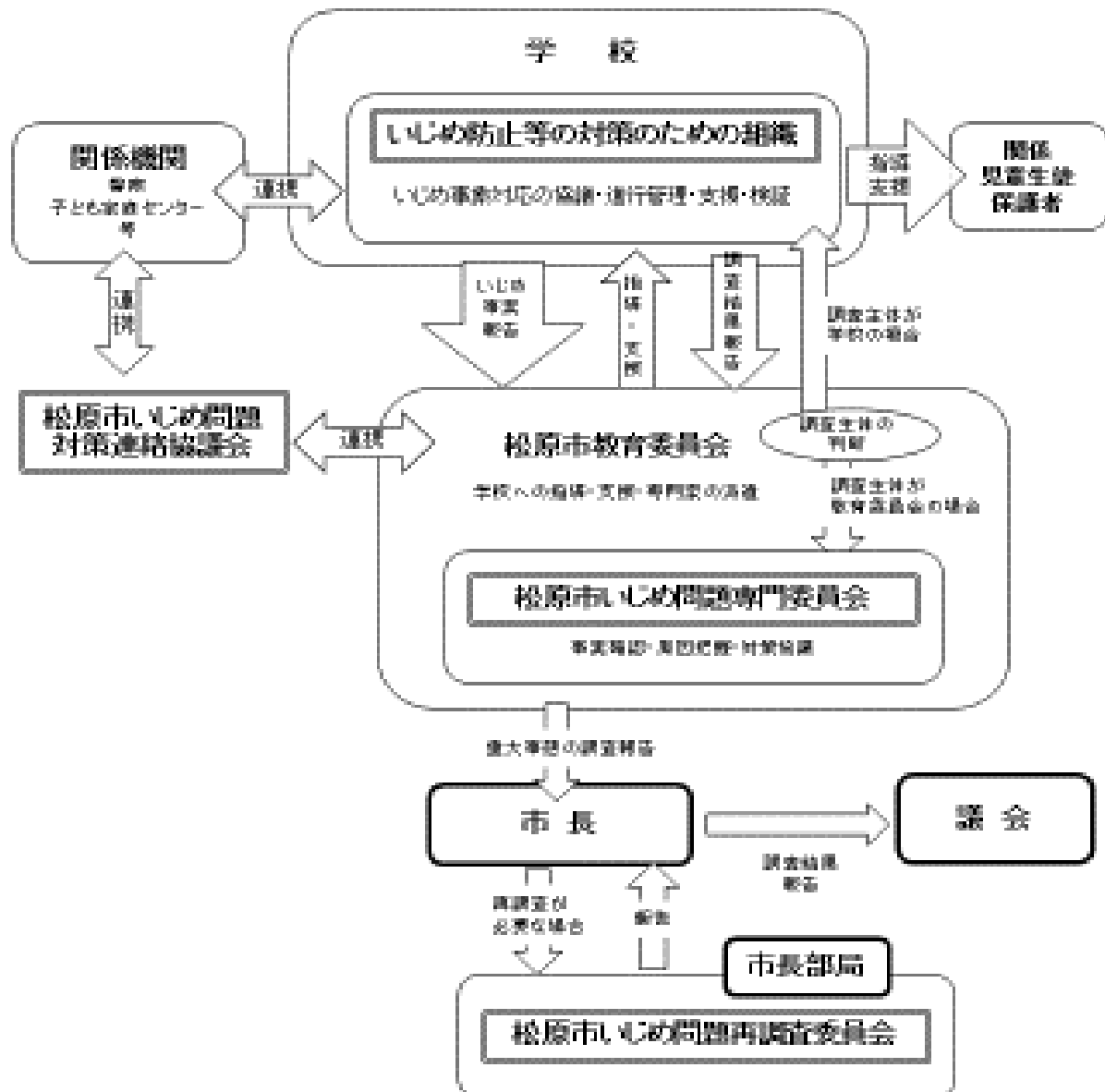
いじめ重大事態対応のフロー図

【重大事態とは】

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条 第1項)



松原市 問題行動への対応チャート（小学校版）

◆児童の問題行動の発生時に必要な対応を段階ごとに例示する。レベルごとに分けて対処する意義は下記のとおりであり、それは、加害者・被害者の保護、及び教員の保護にもつながるものである。

- ①問題を学級担任が抱え込むことなく、専門家や関係機関を交えた『チーム学校』として組織的に対応する。
- ②加害者の加害行為や問題行動を早期に発見、指導することにより本人の自覚を促し、保護者の協力を要請する。
- ③問題行動等による被害者の被害拡大を未然に防ぐ。
- ④問題行動につながる状況について早期に指摘し、より良い集団生活を送れるよう指導する。

◆問題行動の重篤化に応じた学校の対応について、あらかじめ児童や保護者にチャートやレベルの例を示し、理解・協力を得ることも重要である。

※大阪府「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」が示されている。

- 警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
- 被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。



校内委員会の開催〈レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う〉

- ☆メンバー：管理職・生徒指導担当・学年主任・担任・学年教員・養護教諭
※必要に応じ、校長の判断で部活動顧問・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを加えることが可
- ☆役割分担：（児童からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等）
- ☆状況の把握：事実を時系列で整理【記録】
- ☆対応方針の確認

〈未然防止・再発防止に向けて〉

- ・成長を促す指導
- ・継続的な支援・指導
- ・保護者との連携
- ・関係機関との連携



〈成長を促す指導の視点〉

学校の教育活動全般を通して、全ての子どもを対象に「主体性」「協調性」「社会性」といった社会の一員として生活していくために必要な力の育成を図る指導。
具体的には、授業・行事・課外活動において、「自己肯定感」や「自己有用感」等を高めるためにこれまで取り組んできた様々な仕掛け（自己選択・自己決定、役割分担、学び合い、自己評価・他者評価等）を意識して実践する。

- 一人で抱え込まない。
- 全体で共有し、対処していく。
- 問題行動を明確にし、問題点の共通認識をする。

問題事象が発生



管理職・企画会（いじめ防止委員会）



ケース会議（関わりのある教職員等）



全体で共有し、対応

レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
学年	+生指担当	+生活指導部	+管理職	+関係機関
○あいさつをしない	○係をさぼる	■人の物をかくす	■いじめ	■くり返しのいじめ
○日常的な忘れ物	○掃除をさぼる	■攻撃的な言動	■反抗的な態度	■脅迫・強要・恐喝
○整理ができない	○借りたものを返さない	■無視やからかい、仲間外れ	■保健室へ行くレベルの暴力	■病院へ行くレベルの暴力
○靴のかかとをふむ	○不用品持ち込み	■器物損壊	○授業妨害	○わいせつ行為
○約束を守らない	○クラスのルールを意図的にやぶる	○無断欠席・遅刻（継続的）	■特定の人の物を破壊する	○刃物の使用
○授業中の私語	○エスケープ	○複数エスケープ		○集団で授業妨害
○廊下を走る		○指示に従わない		○窃盗
○登校しぶり				
○うそをつく			くり返す場合はレベルを一つ上げて対応する	

↓	↓	↓	↓	↓
レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
個別の指導を行う担任と学年教員が連携して指導する。スクリーニング会議	本人と話し合う場を設け指導する。家庭の状況を再確認する生指担当を含める	保護者と連携して指導する くり返しにならないように事後観察を怠らない	管理職も含めて保護者とともに指導する。 くり返しにならないように事後観察を怠らない	関係諸機関との連携をとり、保護者の了承を得て別室指導を行う。
支援コーディネーターのアセスメント（問題行動を支援教育の視点で見るために）				

・対人関係の苦手さ →不安・緊張	当該児童に対するレベル0にみられる可能性への受容の乏しさ	まわりの一次的な様相の受容不足とそれに伴う二次的な表出（専門的な見立てが必要）	不安や緊張感が「闘争」反応として抑えにくいレベルでの表出
---------------------	------------------------------	---	------------------------------

留意事項

- ① 対応は、学年・生活指導部・管理職への報告・相談を必ず行い、問題行動レベル0～1でも必要に応じて関係諸機関との連携を図る。
- ② どの対応レベルで扱うかを迷った場合は、生活指導部で話し合い、校長の判断に委ねる。
- ③ いかなるレベルであっても同様の問題行動をくり返す場合、一つ上のレベルとして対応する。
- ④ 暴力行為等は関係機関等と連携し、毅然とした態度で対応する。
- ⑤ それぞれの事案に置いて、指導の統一を図りつつ、早期対応、解消に努める。
- ⑥ 骨を折るほどの暴力等、レベル4以上の問題行動においては、管理職・生活指導部と連携を図り対応する。また、すみやかに加害・被害双方の保護者へ連絡する。
- ⑦ 警察と連携が必要な問題行動に関しては、レベルに関わらず警察への相談・通報を行う。
(被害者・保護者の意向(被害届の有無)に寄り添い、適切に対応する)

河合小学校いじめ防止等の取組み

(いじめ防止・集団づくり) 年間計画 (一昨年度を参照)

※すぎのご学級の取組みについては太字で記載

学 期	月	低学年 1年・2年	中学年 3年・4年	高学年 5年・6年	学校全体 及び教職員に関すること
一 学 期	4月	○学級・学年開き(各学年) ○生活調べ ○「きまり」の講話 ○学年集会 ○すぎのご交流 ○校外学習(異学年)	○学級・学年開き(各学年) ○生活調べ ○「きまり」の講話 ○学年集会 ○校外学習(異学年)	○学級・学年開き(各学年) ○生活調べ ○「きまり」の講話 ○学年集会 ○すぎのご交流 ○校外学習(異学年)	○第1回 いじめ防止委員会(年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) ○「学校いじめ防止基本方針」の提案 ○PTA総会・スクールミーティング等で「学校の基本方針」の趣旨説明
	5月			○1年生とのペア交流(6年)	○校内研究授業(全員参加の授業づくり) ○いじめ防止研修
	6月	○校内探検(1・6年)		○校内探検(1・6年)	○心のアンケート実施・集約 ○日曜参観
	7月			○非行防止教室	○保護者懇談会
夏休み					○生活指導・集団づくり研修(児童との関わり方) ○松中校区連携 ○2学期に向けての研修(総括と方針報告)
二 学 期	9月	夏休み中の児童の生活実態の把握			
		○夏休みの生活調べ	○夏休みの生活調べ	○夏休みの生活調べ	○校内研究授業(全員参加の授業づくり) ○心のアンケート実施・集約 ○21世紀の子どもの未来を考える集い
	10月	○幼・保・小交流(1年) ○合同遠足(異学年)	○聞き取り学習 ○林間(4年・5年)	○平和学習(6年) ○修学旅行(6年) ○林間(4年・5年)	
	11月	○合同遠足(異学年)	○合同遠足(異学年)	○合同遠足(異学年)	○校内研究授業(全員参加の授業づくり)
三 学 期	12月	○「生活だより」の配布	○「生活だより」の配布	○「生活だより」の配布 ○三小交流(授業・クラブ体験)	○保護者懇談会 ○集団づくり研修(異学年交流について) ○仲良し月間「異学年交流報告会」 ○「生活だより」の配布と冬休みの過ごし方
	冬休み				
	1月	○冬休みの生活アンケート ○幼小交流(1年)	○冬休みの生活アンケート	○冬休みの生活アンケート ○ISS 交流会(5・6年)	○あいさつ運動 ○校内研究授業
	2月	○集団づくりのまとめ・集約 ○学習発表会 ○遊び・自分探検(2年)	○集団づくりのまとめ・集約 ○学習発表会	○集団づくりのまとめ・集約 ○学習発表会 ○三小交流会(6年)	○校内研究授業
春 休 み	3月	○送る会	○送る会	○送る会 ○卒業式	○「生活だより」の配布・春休みの過ごし方講話 ○集団作り総括・松人研実践報告より ○校区連携(引継ぎ会)
	春休み		春休み中の児童の生活実態の把握		